

福祉用具（貸与・購入）について

（１）軽度者レンタルの確認書について（依頼）

軽度者（要支援１・２、要介護１）に対して原則として貸与できない用具について利用が必要と判断される場合には、「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（依頼）」を提出いただいている所です。提出に際しては「**医師の意見（医学的所見）に基づいていること**」が確認できる書類の添付が必要となります。

この際、介護保険課では「〇〇病院」の「〇科」の「〇〇医師」が「〇〇（状態像）の理由」で「〇〇用具の利用が必要」という意見が記載されているかを確認いたします。しかし、提出されるケアプラン・担当者会議の資料によっては、「医師の意見」として疑義が生じるような記載がされているケースもあります（「〇〇医師に〇〇の利用について承諾を得る」「（意見書に）後日記載します」等医師の意見とは言い難いもの）。介護支援専門員や貸与事業者への聞き取りで上記要件が確認できれば貸与できることとしておりますが、要件が整理して記載されていない場合の聞き取りや確認に苦慮しております。

介護支援専門員の皆様におかれましては、ケアプランや担当者会議資料の作成に際して、上記内容についてご留意いただければと存じます。

また、現状は口頭確認で可としておりますが、今後も「医学的所見から利用者が例外的貸与基準に当てはまる状態」であることが具体的に確認できないもしくは疑義が生じるケースが続く場合は、専用の書式（医師の記載を要する）を鹿沼市で作成することも検討して参りますので、ご承知おきください。

(2) モニタリングについて

令和6年4月1日より一部の福祉用具について、貸与と購入の選択制が導入されました。今年度は鹿沼市で以下の通り購入費支給申請がありました。選択制となった用具については、占めて74件の申請があり今後も購入者の増加が見込まれます。福祉用具貸与については、福祉用具専門相談員が利用開始6か月以内にモニタリングを行うことが義務付けられています。また、特定福祉用具購入については、特定福祉用具販売計画の作成後に計画における目標達成状況を確認することとなっています。適切なモニタリングによる使用状況の確認が利用者への使用方法の助言やメンテナンス、新たな用具の提案に繋がる場合もあります。それは利便性向上のみならず不適合な用具の利用による事故等の防止にもなります。つきましては、福祉用具事業者によるモニタリングの徹底と介護支援専門員との密な情報共有・連携をお願い致します。

特定福祉用具購入支給申請件数（令和7年3月1日時点）

種別	腰掛便座	入浴用具	リフト釣り 具部分	スロープ	歩行器	歩行用杖	総計
件数	78	243	1	49	5	20	396